

岩手県告示第 542 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 7 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 県内全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成 19 年 4 月 9 日から平成 20 年 3 月 24 日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（1:25,000 地形図修正測量）